

# 長野県特別支援教育推進計画【概要版】

～ すべての子どもが輝き、共に学び共に育つ学校・地域を目指して ～

- 長野県特別支援教育連携協議会（平成21～22年度）の報告書や、県民意見、障害者基本法の改正等特別支援教育をとりまく動向等を踏まえて策定。
- 本県において目指すべき特別支援教育の基本方向と、その将来的な実現に向けて、およそ10年後を見据え、平成29年度までを目安とした施策推進の方向性を示す。

## 基本方向

- (1) 子どもたちは皆、多様な教育的ニーズを有している存在であるという認識に立ち、すべての関係者によって特別支援教育を推進することを通して、すべての子どもが輝く教育を目指します。
- (2) 支援を必要とする子どもが、自立と社会参加に向けて、できる限り身近な地域で必要な支援を受けられ、すべての子どもが共に学び共に育つことができる教育を目指します。

## 推進の方向

### 一 各学校が、教育的ニーズに応じた教育を展開する体制

#### I 小中学校における特別支援教育の充実

- 1 通常の学級における特別支援教育の充実
  - ・ 通常の学級において、発達障がい等のある児童生徒も含めて、すべての児童生徒にとって分かる授業の実践ができるよう、授業のユニバーサルデザイン化の実践を促進するとともに、教員の専門性の向上を図ります。
- 2 通常の学級を基盤に連続的で多様な教育対応を展開できる体制の構築
  - ・ 一部特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級を基盤に、教育的ニーズに応じて適切な支援が受けられる連続的で多様な教育対応を展開できる体制について、モデル研究を通して検討し、ガイドラインを示して普及を図ります。
- 3 特別支援学級における教育の充実
  - ・ 特別支援学級担当教員の専門性の向上を図り、特別支援学級における指導の充実を推進します。
- 4 地域の特別支援教育コーディネーター連絡会を基盤とした連携体制の充実
  - ・ 地域の特別支援教育コーディネーター連絡会を基盤として、連携の充実、地域の教員全体の支援力向上などを図る体制を目指します。また、その中核となるコーディネーターの在り方について検討します。

## Ⅱ 高等学校における特別支援教育の充実

### 1 高等学校における日常的な支援の充実

- ・ 発達障がい等のある生徒に対する支援を効果的に行うために、高等学校における支援体制の研究をさらに進め、各校の実態に応じた体制整備を促進します。
- ・ 生徒の多様な実態、教育的ニーズに応える特色ある教育課程・教育内容の研究を進め、発達障がい等のある生徒への多様な支援を展開します。

### 2 就労・進学支援の充実

- ・ 関係機関との連携を促進し、キャリア教育、就労・進学支援の充実を図ります。

### 3 中学校・特別支援学校との連携の充実

- ・ 中学校・特別支援学校との情報交換および協議を深める機会を設定し、生徒支援のために校種間の連携を図ります。

## Ⅲ 特別支援学校における教育の充実

### 1 障がいの重度・重複化、多様化への対応

- ・ 障がいの重複化に対応できるように、各特別支援学校の有する専門性を相互に活かす体制や、外部専門家と連携した支援ができる体制を整備するとともに、複数の障がい種に対応する学校の在り方について検討します。
- ・ 各特別支援学校において、計画的・組織的に実践研究を進め、日々の授業の充実を図ります。
- ・ 自立活動担当教員の配置の拡充と専門性向上を図ることにより、自立活動の充実を図ります。
- ・ 免許法認定講習の充実、校外研修への参加促進・校内研修の充実により、各教員の更なる専門性の向上を図ります。
- ・ 児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育課程編成の在り方について研究を進めます。
- ・ 医療的ケアの必要な子どもが、安心・安全に学校生活を送れるよう、看護師を配置するとともに、安全で適切な医療的ケアを行うための研修体制や、関係機関の連携体制を整備します。
- ・ 学校・寄宿舍・保護者の連携のもと、一人一人の社会自立に向けた支援の充実を図るとともに、今後の寄宿舍の在り方について検討します。

### 2 卒業後の生活や就労に向けた支援の充実

- ・ 一人一人のニーズに応じた進路実現のために関係機関と連携した就労支援の充実を図ります。
- ・ 一人一人のニーズに応じた進路実現のため、企業との理解・啓発を図っていきます。

### 3 学校力・地域力を高め活かすためのセンター的機能の充実

- ・ 特別支援学校が、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校の相互連携や関係機関との連携を促進し、地域の中で課題解決できるように支えるセンターとしての機能を発揮します。

### 4 特別支援学校の教育環境の充実

- ・ 各学校の教育的ニーズや地域の状況に応じた特別支援学校の教育環境の整備を進めていきます。

## IV 特別支援教育の地域化

### 1 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実

- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置いて、同年代の友と共に学ぶことができる体制づくりを進めます。
- ・ 現在設置している幼稚部・小・中学部の分教室による実践とともに、地域において特別支援学校の専門性を生かした教育が受けられる方策について検討します。
- ・ 高等部分教室について、これまでの実践の成果を踏まえ、生徒の多様な教育的ニーズに対応する教育課程を検討するとともに、引き続き、設置の可能性について検討します。

## 二 地域の中での幅広い連携と、継続した支援の体制

### I 地域における連携支援体制の充実

#### 1 早期から継続的に支え、つなぐ相談・支援体制づくり

- ・ 市町村が地域の人材を活用した巡回相談支援チームを形成し、保護者、幼稚園・保育所、小・中学校に対して継続的かつ日常的に支援することができるよう、体制づくりを支援します。

#### 2 「個別の教育支援計画」を作成し、引き継ぎ、活用するシステムの構築

- ・ 就学前の段階から、支援が必要なすべての子どもに対し個別の（教育）支援計画を作成し、引き継ぐ取組を支援します。

#### 3 「特別支援連携協議会」と「自立支援協議会」の協力による支援体制づくり

- ・ 「地区特別支援連携協議会」の代表者等からなる「長野県特別支援教育連携協議会」を開催し、「地区特別支援連携協議会」等の活動推進をサポートします。

### II 就学支援の充実

#### 1 継続した就学相談・適切な就学判断を支えるための支援策

- ・ 市町村において、医療や福祉、保健分野との連携を図りながら、早期から就学相談が継続的になされ、教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる適切な就学先の決定がなされるよう、就学相談の体制整備や機能の充実を支援します。
- ・ 校内就学相談委員会の機能の向上と特別支援学級の適切な運営・指導を推進します。

## 三 理解啓発の推進

### 1 発達障がい児者支援への理解の推進

- ・ 関係部局等と連携し啓発活動を行うとともに、発達障がいの理解・啓発にあたる人材の育成や、研修への講師派遣等を行い、学校をとりまく地域社会における啓発活動を促進します。

### 2 共に地域で豊かに生活していくための情報発信

- ・ 障がい児者が地域社会の中で豊かに生活していくことにつながる情報を発信します。